体育施設における冷暖房機器利用に関する規定

特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会の管理する体育施設の利用に伴う冷暖房については、施設の冷暖房設備を利用することを原則とするが、施設に冷暖房設備がなく又はあってもこれによりがたい事情があり、冷暖房機器の利用が止むを得ないと認められる場合の冷暖房機器利用に関する取扱いについては、下記によること。

記

１　利用基準

1. 利用する冷暖房機器が正常に作動するものであること。
2. 届出をした冷暖房機器以外は利用しないこと。
3. 利用する冷暖房機器の取扱責任者を置くこと。
4. 利用する冷暖房機器にかかる所要経費の実費を負担すること。
5. 利用する冷暖房機器使用に係る事故等の一切の責任を負うこと。
6. 消火器等消防設備の事前確認をする事。
7. 利用に伴う事故については、施設管理者に遅滞なく報告すること。

２　利用手続

　　上記１の利用基準を満たす利用希望者に対し、別紙「冷暖房機器の利用届」を提出させること。

３　その他

　　利用届を受けた冷暖房機器の利用にかかる事故等の問題については書面による報告を求め、利用に伴い体育施設に損害が発生した場合には、「き損・滅失届出書」を提出させるとともに、遅滞なく栗原市へ報告し事後処理について協議を行うこと。

附　　則

　この規定は、令和４年３月１日から施行する。